

# 岡山県の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

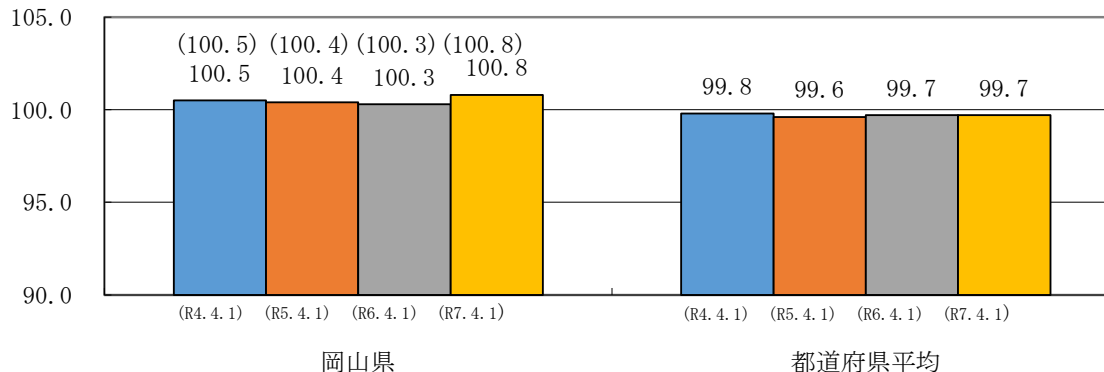
区分	住民基本 台帳人口 令和7年1月1日 人	歳出額 A 千円	実質収支 千円	人件費 B 千円	人件費率 B/A %	(参考) 令和5年度 の人件費率 %
6年度	1,835,478	733,805,981	1,775,346	194,590,175	26.5	24.9

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A 人	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A 千円	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
6年度	20,836	88,786,293	17,174,776	36,660,353	142,621,422	6,845	7,115

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)  
 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

②人事委員会勧告に基づき、地域の民間給与水準を適切に反映させた結果、国の給与水準を上回る状況となっている。  
給与水準については、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査し、地域の民間給与水準との均衡を図るために実施された勧告を尊重して決定している。今後とも人事委員会勧告を尊重しながら、適切な給与水準となるよう努める。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区 分	人 事 委 員 会 の 勧 告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
7年度	392,494	381,499	10,995 (2.88%)	2.87	2.87	3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人 事 委 員 会 の 勧 告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
7年度	4.64	4.60	0.04	0.05	4.65	4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況  
について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

実施

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日  
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級から9級の隣接する級間での給料月額の上重なるの解消等を実施。  
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び岡山県の支給割合）

(支給割合) 国基準（岡山市3%、倉敷市2%）に対し、岡山県においても岡山市3%、倉敷市2%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。岡山市及び倉敷市については段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は岡山市3%、倉敷市2%、令和8年4月1日はいずれも4%を支給。

(参考) 岡山市

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	3%	3%	4%
岡山県の支給割合	3%	3%	4%

(参考) 倉敷市

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
岡山県の支給割合	0%	2%	4%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(令和7年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡山県	43.0 歳	339,871 円	426,501 円	371,562 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
都道府県平均	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円

#### ②高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	45.8 歳	370,000 円	420,844 円
都道府県平均	44.6 歳	378,535 円	442,107 円

#### ③小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	41.3 歳	355,400 円	395,097 円
都道府県平均	41.6 歳	366,616 円	424,360 円

#### ④警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡山県	39.4 歳	354,200 円	500,870 円	384,212 円
国	41.7 歳	339,095 円	—	399,794 円
都道府県平均	39.4 歳	345,913 円	494,513 円	397,690 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		岡 山 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	232,100 円	220,000 円
	高 校 卒	200,500 円	188,000 円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	258,700 円	—
	高 校 卒	210,600 円	—
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	258,700 円	—
	高 校 卒	210,600 円	—
警 察 職	大 学 卒	261,600 円	255,200 円
	高 校 卒	232,300 円	216,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	292,300 円	366,326 円	396,257 円	407,467 円
	高校卒	259,100 円	311,490 円	342,257 円	384,706 円
高等学校教育職	大学卒	325,525 円	387,417 円	416,821 円	424,126 円
	高校卒	—	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	330,231 円	385,592 円	399,476 円	413,584 円
	高校卒	—	—	—	—
警 察 職	大学卒	308,101 円	393,289 円	415,182 円	430,529 円
	高校卒	293,948 円	357,893 円	396,957 円	420,685 円

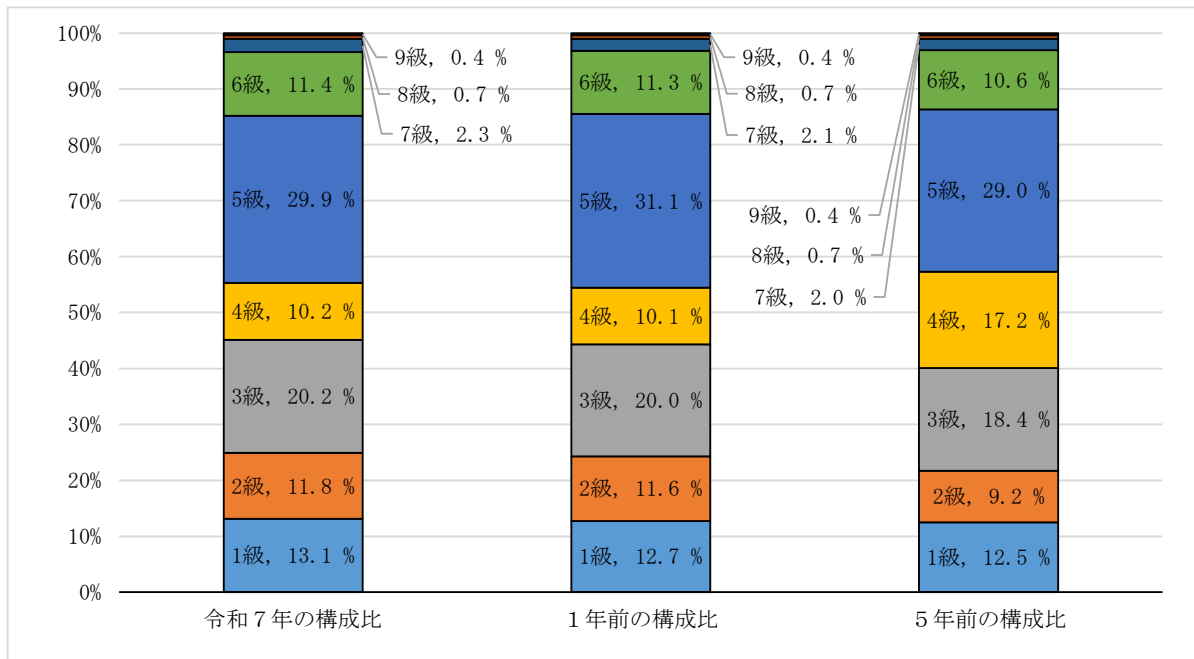
(注) 高等学校教育職及び小・中学校教育職の高校卒については該当する職員がいないため、記載しない。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

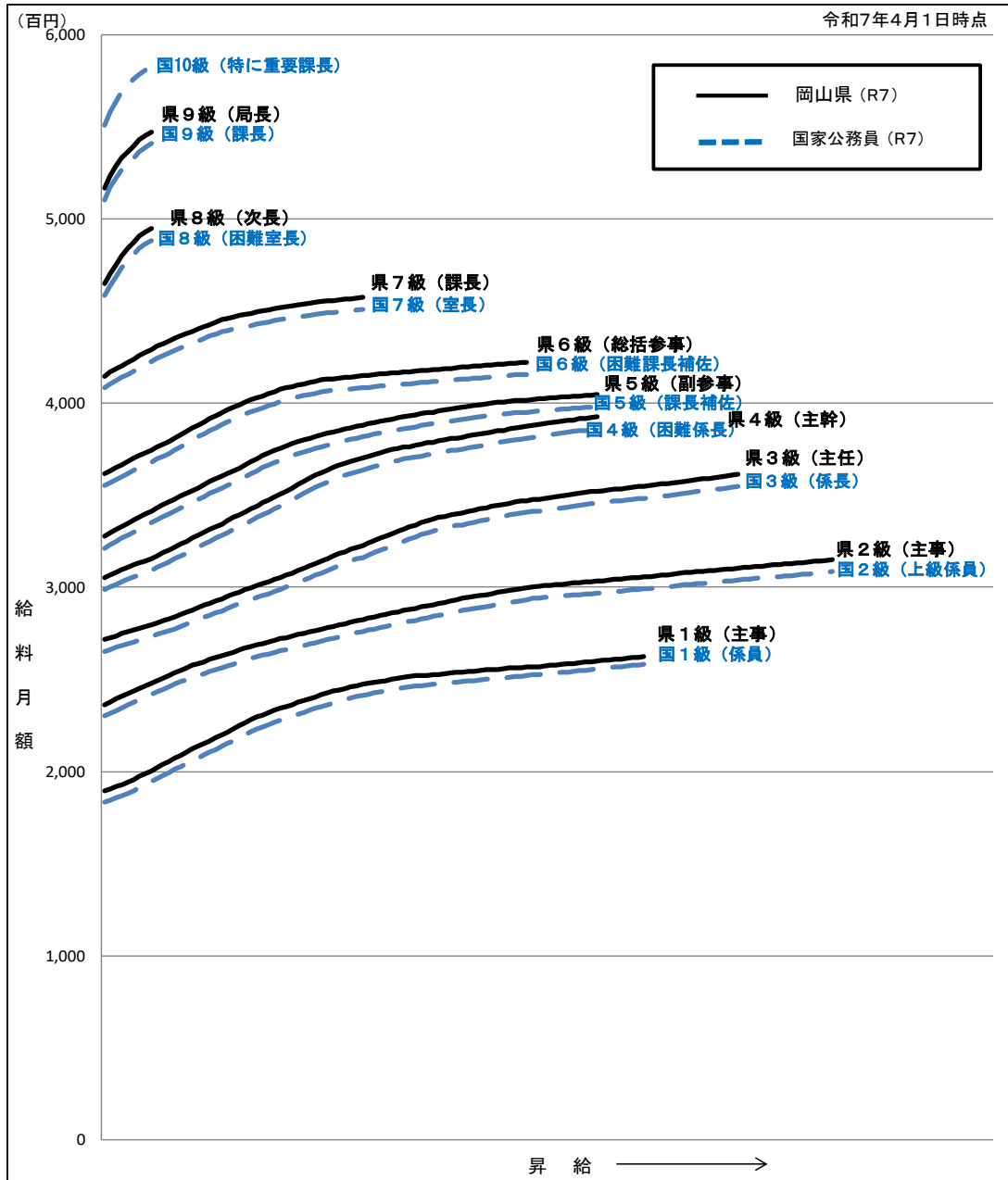
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9 級	部長	20 人	0.4 %	516,700 円	547,400 円
8 級	次長・参与	33 人	0.7 %	464,800 円	495,000 円
7 級	課長	109 人	2.3 %	414,800 円	457,400 円
6 級	課長・参事	533 人	11.4 %	361,700 円	422,200 円
5 級	副参事	1,400 人	29.9 %	327,800 円	404,700 円
4 級	主幹	477 人	10.2 %	305,300 円	392,600 円
3 級	主任	948 人	20.2 %	271,800 円	361,200 円
2 級	主事	553 人	11.8 %	236,300 円	315,000 円
1 級	主事	612 人	13.1 %	189,400 円	262,400 円

(注) 1 岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給与カーブ比較表（行政職）（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（岡山県）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績があ る区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

岡山県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,756 千円	—
（6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （1.40）月分 （1.00）月分 （支給割合が、国の支給割合又は人事委員会 が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支 給割合を上回っている場合、その理由）	（6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、等級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % ・管理職加算 15 ～ 25 % （国を上回る加算措置となっている場合、その 理由）	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % ・管理職加算 10 ～ 25 %

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（岡山県）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績があ る成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

岡山県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075a 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075a 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709aaa 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709aaa 月分
最高限度	47.709a 月分	47.709aaa 月分	最高限度	47.709a 月分	47.709aaa 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率3～45%） （退職時特別昇給 なし） （退職時特別昇給を設けている理由）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率3～45%）		
1人当たり平均支給額 自己都合 応募認定・定年 2,143 千円 22,635 千円					

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		946,533 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		141,718 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20.0 %	24 人	20.0 %
大阪市	16.0 %	10 人	16.0 %
千葉市	14.0 %	2 人	14.0 %
広島市	9.0 %	5 人	9.0 %
高松市	5.0 %	1 人	5.0 %
岡山市	3.0 %	6,187 人	3.0 %
倉敷市	2.0 %	4,162 人	2.0 %
上記以外の市町村	0.0 %	7,723 人	0.0 %
医師・歯科医師	16.0 %	30 人	16.0 %
平均支給率	1.1 %	—	1.1 %
平均支給割合が国の制度による平均支給割合を上回る場合、その理由			

- (注) 「国の制度（支給割合）」欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	399,517 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	53,713 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）	37.5 %
手当の種類（手当数）	30

（注） 手当の名称、主な支給対象職員（業務）及び手当額については、別紙1のとおりである。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	5,218,319 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	633 千円
支給実績（5年度決算）	4,775,967 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	580 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	4,241 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	71,886 円		
支給対象地域	世帯主等の区分		
真庭郡新庄村	世帯主である職員	扶養親族のある職員	19,800 円
		その他の世帯主である職員	11,400 円
	その他の職員		8,200 円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由			

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

別紙2のとおり

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	知 事	1,290,000 円		
	副 知 事	1,020,000 円		
報酬	議 長	1,000,000 円		
	副 議 長	900,000 円		
	議 員	840,000 円		
期末手当	知 事	(6年度支給割合)		
	副 知 事	3.45 月分		
	議 長	(6年度支給割合)		
	副 議 長	3.45 月分		
退職手当	知 事	(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	129万円×在職月数×0.57	35,294,400 円	任期ごと
		102万円×在職月数×0.40	19,584,000 円	任期ごと
地域手当	知 事	給料の3%		
	副 知 事			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

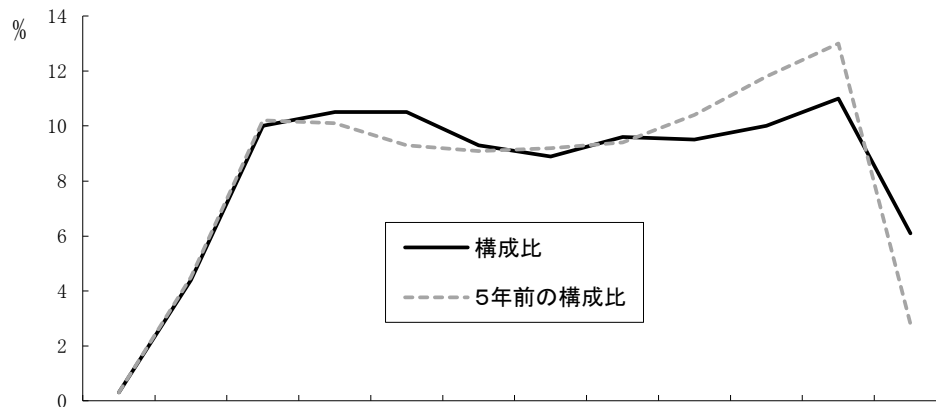
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	31	30	△ 1	
		総務	673	652	△ 21	業務の統廃合縮小
		税務	216	210	△ 6	
		民生	380	377	△ 3	
		衛生	603	574	△ 29	業務の統廃合縮小
		労働	69	71	2	
		農水	932	931	△ 1	
		商工	188	173	△ 15	業務の統廃合縮小
		土木	804	805	1	
	計	3,896	3,823	△ 73	(参考：人口10万当たり職員数 208人)	
	教育部門	12,913	12,827	△ 86	児童生徒数・学級数の減	
	警察部門	4,027	4,043	16		
	小計	20,836	20,693	△ 143	(参考：人口10万当たり職員数 1,127人)	
公営企業部門等	病院	0	0	0		
	下水道	6	6	0		
	その他	126	126	0		
	小計	132	132	0		
合計		20,968 [ 20,810]	20,825 [ 20,720]	△ 143 [ △ 90]	(参考：人口10万当たり職員数 1,135人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	65人	910人	2,088人	2,191人	2,184人	1,931人	1,851人	1,995人	1,970人	2,088人	2,287人	1,265人	20,825人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	3,844	3,856	3,874	3,877	3,896	3,823	▲ 21 ( ▲ 0.5 % )
教育	12,406	13,005	13,010	12,869	12,913	12,827	421 ( 3.4 % )
警察	4,058	4,056	4,060	4,033	4,027	4,043	▲ 15 ( ▲ 0.4 % )
普通会計計	20,308	20,917	20,944	20,779	20,836	20,693	385 ( 1.9 % )
公営企業等会計計	134	133	131	131	132	132	▲ 2 ( ▲ 1.5 % )
総合計	20,442	21,050	21,075	20,910	20,968	20,825	383 ( 1.9 % )

7 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

別紙3のとおり

〔知事部局（教育委員会、警察本部共通分を含む。）〕

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
放射線技術従事職員 の特殊勤務手当		レントゲン、放射性同位元素又は人事 委員会規則で定めるものを使用して、 有害放射線の影響を受ける作業	21千円	日 額 230円
伝染病防疫作業従事 職員の特務手当		家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第2条第1項に規定する家畜伝 染病のうち、口蹄疫、豚コレラ、高病 原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥 インフルエンザのまん延を防止するた めに行う家畜のと殺、家畜の死体の焼 却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作 業	0千円	日 額 380円
		伝染病が発生し、又は発生するおそれ がある場合において、伝染病患者若し くは伝染病の疑いのある患者の救護、 伝染病にかかり、若しくはかかっている 疑いのある家畜の飼育又は伝染病の 病原体に汚染され、若しくは汚染され た疑いのある物件の処理の作業	2千円	日 額 290円
		〃（患者等に接して行う作業）	0千円	日 額 580円
衛生検査作業従事職員 の特殊勤務手当	保健所に勤務する職員	細菌、血液、原虫若しくは寄生虫の検 査又は病理若しくは臨床医学の検査の 作業	1千円	日 額 350円
公害業務従事職員の特 務手当	人事委員会規則で定める 公署に勤務する職員	大気汚染防止法（昭和43年法律第97 号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律 第138号）、岡山県環境への負荷の低 減に関する条例（平成13年岡山県条例 第76号）その他人事委員会規則で定め る法令の規定に基づいて現地において 行う立入検査又は調査の作業	174千円	日 額 230円
特殊現場作業従事職員 の特殊勤務手当		地上又は水面上10メートル以上の足場 の不安定な箇所で行う工事の監督、調 査、検査等の作業	11千円	日 額 220円
		〃（当該作業が地上又は水面上20メー トル以上の箇所で行われた場合）	1千円	日 額 320円
		橋脚の基礎工事その他港湾、河川等に おけるこれに類する工事において、水 面下4メートル以上の深所で行う監 督、調査、検査等の作業	0千円	日 額 220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督、調 査、検査等の作業	49千円	日 額 560円
		圧搾空気内で行う工事の監督、調査、 検査等の作業（ゲージ圧力0.2メガパ スカルまでのとき）	0千円	1時間 210円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルまで のとき）	0千円	1時間 560円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルを超 えるとき）	0千円	1時間 1,000円
		地上若しくは水面上20メートル以上の 箇所又は湖面において行うダム管理そ 他の人事委員会規則で定める作業	71千円	日 額 320円
		滑走路において行う保守点検作業で人 事委員会規則で定めるもの	286千円	日 額 290円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
用地取得等折衝業務 従事職員の特殊勤務 手当		土地等の取得及びこれに伴う損失補償 その他人事委員会規則で定める折衝の 業務	797千円	日 額 650円
		〃（当該業務が深夜（午後10時から翌 日の午前5時までの間をいう。）に行 われた場合）	2千円	日 額 975円
火薬類等取締業務従 事職員の特殊勤務手 当		火薬類又は高压ガスの保安検査又は立 入検査その他人事委員会規則で定める 検査等	16千円	日 額 250円
精神保健福祉業務従 事職員の特殊勤務手 当	精神保健福祉センターに 勤務する職員（医師であ る職員を除く。）	精神障害者に直接接して行う相談又は 指導の業務	26千円	日 額 450円
	保健所に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある 者の調査、鑑定、鑑定の立会い又は移 送の業務	106千円	日 額 290円
保健指導業務従事職 員の特殊勤務手当	保健所に勤務する保健師 である職員	結核患者又は精神病患者の保健指導の 業務（保健所外において行う保健指導 の業務に限る。）	462千円	日 額 290円
消防教育訓練従事職 員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防ぎょ訓練及び水防訓 練のうち人事委員会規則で定めるもの	158千円	日 額 420円
家畜取扱作業従事職 員の特殊勤務手当	農林水産総合センター畜 産研究所又は家畜保健衛 生所に勤務する職員	種雄牛、種雄馬及び種雄豚の自然交配 若しくは精液の採取のため又はこれら の作業の準備のために種雄牛、種雄馬 及び種雄豚を御する作業	9千円	日 額 230円
	農林水産総合センター畜 産研究所に勤務する職員	家畜のふん尿の処理の作業	808千円	日 額 380円
し尿処理施設等検査 業務従事職員の特殊 勤務手当	環境文化部又は県民局に 勤務する職員	し尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃 棄物処理施設その他人事委員会規則で 定める施設の立入検査等の業務	172千円	日 額 350円
有害物取扱作業従事 職員の特殊勤務手当	人事委員会規則で定める 職員	毒物、劇物等を使用する作業（人事委 員会規則で定めるものに限る。）	462千円	日 額 290円
漁業等取締業務従事 職員の特殊勤務手当		海上において行う漁業等の取締りの業 務	16千円	日 額 500円
けい船料徴収業務従 事職員の特殊勤務手 当	備前県民局又は備中県 民局に勤務する職員	現地において行うけい船料の徴収業務	0千円	日 額 230円
潜水作業従事職員の 特殊勤務手当		潜水器具を着用して潜水作業に従事 (20メートルまでのとき)	39千円	1時間 310円
		〃（12月1日から翌年の3月31日ま での間における作業）	38千円	1時間 465円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事 (30メートルまでのとき)	8千円	1時間 780円
		〃（12月1日から翌年の3月31日ま での間における作業）	0千円	1時間 1,170円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事 (30メートルを超えるとき)	0千円	1時間 1,500円
		〃（12月1日から翌年の3月31日ま での間における作業）	0千円	1時間 2,250円
除雪作業従事職員の 特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	除雪車による除雪作業及びこれに伴う 排雪等の作業（午後5時から翌日の午 前6時までの間において行う作業）	0千円	日 額 300円
		〃（暴風雪警報又は大雪警報発令下 において行う作業）	0千円	日 額 450円
災害応急作業等従事 職員の特殊勤務手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災 害が発生し、又は発生するおそれがあ る道路及びその周辺、河川の堤防その 他人事委員会規則で定める公共施設に おいて行う巡回監視の作業	0千円	日 額 710円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	0千円	日 額 1,065円
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	13千円	日 額 1,080円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	0千円	日 額 1,620円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内での作業（原子炉建屋内）	0千円	日 額 40,000円
		〃（故障設備等現場確認）	0千円	日 額 20,000円
		〃（免震重要棟その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設外）	452千円	日 額 13,300円
		〃（免震重要棟その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設内）	0千円	日 額 3,300円
		帰還困難区域での作業（屋外で4時間以上）	0千円	日 額 6,600円
		〃（屋外で4時間未満）	0千円	日 額 3,960円
		〃（屋内）	0千円	日 額 1,330円
		居住制限区域での作業（屋外で4時間以上）	0千円	日 額 3,300円
		〃（屋外で4時間未満）	0千円	日 額 1,980円
		〃（屋内）	0千円	日 額 660円
		原子力災害で原子力緊急事態宣言があった場合に、緊急事態応急対策実施区域に所在する特定原子力事業所の敷地内において行う作業（原子炉建屋内）	0千円	日 額 40,000円 以内
		〃（原子炉建屋内以外での作業）	0千円	日 額 20,000円 以内
		原子力災害で原子力緊急事態宣言があった場合に、特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業	0千円	日 額 10,000円 以内
		〃（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業）	0千円	日 額 20,000円 以内
	消防防災航空センターに勤務する職員	航空機に搭乗して行う業務で次のいずれかのもの イ 消火活動、救助活動、救急業務その他の消防活動の業務 ロ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査その他の防災業務 ハ イ又はロに掲げる業務を行うための教育訓練の業務	652千円	1時間 1,900円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える救助活動、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）における業務、飛行中の航空機からの降下を伴う救助活動）	2,369千円	1時間 2,470円
		大規模な災害が発生した地域（災害救助法が適用された地域（県内を除く）に限る。）において行う被災地支援等の業務	5千円	日 額 710円
社会福祉施設勤務職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設成徳学校に勤務する職員	児童に直接接して行う生活指導の業務	0千円	日 額 450円
	福祉相談センターに勤務する職員	知的障害者、知的障害児又は肢体不自由者に直接接して行う相談の業務	109千円	日 額 560円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
		〃（所長及び次長の職にあるもの並びに総務企画課に勤務するもの）	0千円	日額 450円
		困難な問題を抱える女性に直接接して行う相談又は支援の業務	0千円	日額 560円
		〃（所長及び次長の職にあるもの並びに総務企画課に勤務するもの）	0千円	日額 450円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	福祉に関する業務のうち現業を行うものとして人事委員会規則で定めるもの	4,993千円	月額 10,000円
	上記に掲げる職員以外の職員（県民局健康福祉部に勤務する職員に限る。）	福祉に関する業務のうち援護、育成又は更生の措置を要する者等と面接して行う保護等の必要性の有無等の調査、生活指導等の業務	0千円	日額 560円
	身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司	肢体不自由者に直接接して行う相談又は指導の業務	11千円	日額 560円
	知的障害者更生相談所に勤務する知的障害者福祉司	知的障害者又は知的障害児に直接接して行う相談又は指導の業務		
	児童相談所に勤務する職員	児童に直接接して行う相談又は指導の業務	6,300千円	日額 1,120円
	〃（人事委員会規則で定める職員）	児童に直接接して行う相談又は指導の業務	0千円	日額 860円
家畜保健衛生所勤務職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する職員	一 直接家畜に対して行う検査その他家畜の保健衛生上必要な業務で家畜に直接接して行うもの 二 獣医学的技術を必要とする家畜の病性の検査又は鑑定の業務	4,529千円	日額 670円
専門教育従事職員の特殊勤務手当	農林水産総合センター農業大学校に勤務する職員	農業に関する専門的知識を必要とする授業を専ら担当するもの（管理職手当が支給される職員を除く。）	3,132千円	月額 29,000円
食肉地方卸売市場等勤務職員の特殊勤務手当	県営食肉地方卸売市場又は県営と畜場に勤務する職員	管理その他の業務	1,882千円	月額 28,000円
		〃（事務職員）	972千円	月額 27,000円
	食肉衛生検査所に勤務する職員	専ら獣畜のと殺又は解体の検査等の業務に従事するもの	3,058千円	月額 28,000円
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	県税事務に専ら従事するもの（人事委員会規則で定めるものを除く。）	38,947千円	月額 18,200円
	県民局に勤務する職員のうち上記に掲げる職員以外の職員	納税義務者等に直接接して行う県税の賦課徴収の業務（人事委員会規則で定める業務に限る。）	15千円	日額 1,020円
		犯則事件の取締りその他人事委員会規則で定める業務	0千円	日額 550円
医師及び歯科医師である職員の特殊勤務手当	精神保健福祉センターに勤務する医師及び歯科医師である職員		1,260千円	月額 35,000円
狂犬病予防業務従事職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づく犬の捕獲又は処分の作業に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるもの	1,596千円	月額 19,000円
	上記に掲げる職員以外の職員	犬の捕獲等の作業	1千円	日額 560円

(注) 1 手当の名称、主な支給対象職員等については、令和7年4月1日現在のものである。

2 支給実績については、支給単価に対象業務に従事した実績及び支給人数を乗じた額である。

[教育委員会]

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教育職員の特殊勤務 手当	昼間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、夜間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの及び夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、昼間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの並びに昼夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長である者（岡山県職員給与条例第19条の8の規定による定時制通信教育手当が支給される職員を除く。）		228千円	月額 9,500円
	昼間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、夜間の授業又はその補助勤務を行ったもの及び夜間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、昼間の授業又はその補助勤務を行ったもの	本務以外の授業又は補助勤務	0千円	授業時間における 1時間
	高等学校の通信教育課程の教育職員の職を兼ねている者及び同課程の学習指導者又は連絡指導者に指定された者	同課程に係る面接又は添削指導の業務	99千円	1時間 950円
	渋川青年の家又は青少年教育センター閑谷学校に勤務する職員のうち宿日直勤務に従事する職員以外の職員	午後6時から翌日の午前6時までの間において行う入所者の野外訓練又は生活指導の業務	0千円	1回 670円
		〃（勤務時間が5時間未満）	0千円	1回 440円
	特別支援学校に勤務する職員	児童又は生徒に直接接して行う付添いの業務	0千円	日額 330円
	心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶものに従事した小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員（人事委員会規則で定めるものを除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で人事委員会規則で定めるもの（非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務）	0千円	日額 8,000円
		〃（非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務で人事委員会が定める場合）	0千円	日額 4,000円
		〃（上記業務のうち被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務）	0千円	日額 16,000円
		〃（上記業務のうち被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務で人事委員会が定める場合）	0千円	日額 8,000円
		〃（児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務）	143千円	日額 7,500円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務）	15千円	日額 7,500円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務で人事委員会が定める場合）	0千円	日額 3,750円
	修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		61,934千円	日額 5,100円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
		人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	71,344千円	日額 5,100円
		学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	47,404千円	日額 2,700円
		〃（人事委員会が定める場合）	5,339千円	日額 1,800円
		〃（心身に特に著しい負担を与える場合として人事委員会が定める場合）	291,722千円	日額 3,600円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	257千円	日額 2,250円
多学年学級担当手当	県費負担教職員のうち、小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する者で人事委員会の定めるもの	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	0千円	日額 350円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	6,080千円	日額 290円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち、学校教育法施行規則の規定に基づき置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭	当該担当に係る業務	95,951千円	日額 200円

(注) 1 手当の名称、主な支給対象職員等については、令和7年4月1日現在のものである。  
2 支給実績については、支給単価に対象業務に従事した実績及び支給人数を乗じた額である。

[警察本部]

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
警察職員の特殊勤務手当	交替制・毎日勤務員及び 駐在所勤務員等	正規の勤務時間による勤務の一部又は 全部が深夜において行われる作業で人事 委員会規則で定めるもの（作業時間 が5時間以上のとき）	246千円	1回 1,100円
		〃（作業時間が2時間以上5時間未満 のとき）	90,084千円	1回 730円
		〃（作業時間が2時間未満のとき）	1,756千円	1回 410円
	検視官以外の者	死体処理の作業	43,102千円	1回 2,200円
	検視官	〃（当該作業が検視その他の人事委員 会規則で定めるもの）	9,786千円	1回 3,200円
		〃（新型コロナウイルス感染症の病原 体に汚染され、又は汚染された疑いの ある死体に対して行うもの）	0千円	1回 4,000円
	指定警衛・警護員である 警察官	警護対象者の警護	1,049千円	日額 1,150円
		天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太 子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは 悠仁親王の警衛	58千円	日額 1,150円
		その他皇族の警衛	10千円	日額 640円
		人事委員会規則で定める離島の周辺の 海域において海上保安庁の船舶に乗り 組んで行う警戒の作業（人事委員会規 則で定める作業に限る。）	0千円	日額 1,100円
		〃（当該作業が夜間に行われた場合）	21千円	日額 1,650円
	舟艇担当技術職員及び従 事した警察官	警備船による警備の作業	89千円	日額 290円
	護送勤務員	被疑者護送の作業	1,513千円	日額 220円
	警察本部交通部又は警察 署交通課に勤務する職員	交通捜査の作業（夜間（日没時から日 出時までの時間をいう。）において行 う作業又は高速道路で行う作業）	7,764千円	日額 840円
		〃（夜間に高速道路で行う作業）	275千円	日額 1,260円
		〃（上記以外の作業）	8,697千円	日額 560円
		伝染病患者又は伝染病の疑いのある患 者に接して行う取調べ等の作業	0千円	日額 290円
		新型コロナウイルス感染症の患者又は その疑いのある患者に接して行う取調 べ等の作業	0千円	日額 3,000円
		〃（患者等の身体に接触して、又は患 者等に長時間にわたり接して行う作 業）	0千円	日額 4,000円
	爆発物処理要員	爆発物又は爆発物の疑いのある物件の 処理の作業	0千円	1件 5,200円
	特殊危険物質（人事委員会規則で定め る物質をいう。）に係る作業（特殊危 険物質又はその疑いのある物質の処理 の作業で人事委員会規則で定めるも の）	0千円	日額 4,600円	
	〃（特殊危険物質による被害の危険が ある区域内において行う作業）	0千円	日額 450円	
	豪雨等異常な自然現象又は大規模な火 事等の事故により重大な災害が発生し た箇所又はその周辺において行う災害 警備、遭難救助、通信施設の臨時設 置、運用若しくは保守又は鑑識作業で 心身に著しい負担を与えると人事委員 会が認めるもの	113千円	日額 1,680円	
	〃（当該作業が午後6時から翌日の午 前6時までの間に行われた場合）	653千円	日額 2,520円	
	東日本大震災に対処するため上記作業 に引き続き5日以上従事したとき	0千円	日額 3,360円	
	〃（当該作業が午後6時から翌日の午 前6時までの間に行われた場合）	0千円	日額 5,040円	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
		特定大規模災害に対処するため、豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、又は遭難救助等の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事したとき	0千円	日額 3,360円 以内
		〃(当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合)	0千円	日額 5,040円 以内
	警察本部交通部又は警察署交通課に勤務する職員	交通整理の業務	525千円	日額 310円
		〃(当該業務が高速道路で行われた場合)	39千円	日額 460円
	①警察本部及び警察署に勤務する私服により捜査等を行う警察官 ②通訳者に指定された職員	私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務	52,918千円	日額 560円
	鑑識課、科学捜査研究所、交通指導課及び警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の業務	2,547千円	日額 280円
		〃(当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入って行われた場合)	2,397千円	日額 560円
		警らの業務	53,815千円	日額 340円
	機動警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署に勤務する職員	緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務(当該業務が自動二輪車又は高速道路における自動車の運転の場合)	5,486千円	日額 560円
		〃(上記以外の自動車の運転の業務)	22,289千円	日額 420円
	警察本部留置管理課及び警察署に勤務する職員	留置施設看守の業務	16,516千円	日額 430円
	少年補導員	青少年補導の業務	305千円	日額 330円
	警視以上の階級にある警察官又は管理職員である警察官以外の職員を除く。	突発的に発生した事件、事故等処理するため、正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて、午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪の予防若しくは捜査、被疑者逮捕、交通取締り、交通整理、犯罪鑑識又は爆発物処理の業務(犯罪の捜査及び交通取締りにあつては、直接補助する場合を含む。)	1,991千円	1回 1,240円
	操縦士	航空機に搭乗して行う業務(操縦)	2,652千円	1時間 5,100円
		〃(海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務)	537千円	1時間 6,630円
	整備士	航空機に搭乗して行う業務(整備)	876千円	1時間 2,200円
		〃(海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務)	197千円	1時間 2,860円
		航空機に搭乗して行う業務(捜索、救助、犯罪の捜査、警備、交通の取締りその他の警察の活動)	133千円	1時間 1,900円
		〃(海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務)	47千円	1時間 2,470円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器又は銃器と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕又はこれに相当する業務）	0千円	日額 1,640円
		〃（上記に付随して行われる固定配置の場合）	0千円	日額 1,100円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の業務）	0千円	日額 1,100円
		〃（上記に付随して行われる固定配置の場合）	0千円	日額 820円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い、暴力団事務所等の直近に配置して行われる警戒の業務）	394千円	日額 820円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため、その者の身辺等において行われる警戒の業務）	1千円	日額 820円
	少年相談専門員	青少年に直接接して行う心理判定、相談又は指導の業務	24千円	日額 560円

- (注) 1 手当の名称、主な支給対象職員等については、令和7年4月1日現在のものである。  
2 支給実績については、支給単価に対象業務に従事した実績及び支給人数を乗じた額である。

〔知事部局（教育委員会、警察本部共通分を含む。）〕

手当名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国の制 度の 異な る内 容	支給実績 (6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 行政職 7 級以下 月額 3,000円 ・子 月額 11,500円 ・父母等 行政職 7 級以下 月額 6,500円 行政職 8 級 月額 3,500円 ・満15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある子 月額 5,000円加算	同じ		2,151,232千円	264,117円
住居手当	○自ら居住するための住宅を借り受け、一定額（12,000円）を超える家賃を支払っている職員等に支給 ・家賃額に応じ支給 最高限度額 月額 27,000円	異なる	○自ら居住するための住宅を借り受け、一定額（16,000円）を超える家賃を支払っている職員等に支給 ・家賃額に応じ支給 最高限度額 月額 28,000円	1,319,270千円	323,034円
初任給調整手当	○医師等の欠員補充が困難な職に採用された職員に支給 ・行政職給料表及び医療職給料表（一）の適用を受ける職 月額416,600円 ～311,000円以内 （採用の日から1年を経過するごとに一定額を減ずる。以下同様） ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 月額 51,600円 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 月額 50,000円	異なる	・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 支給なし	100,983千円	1,463,522円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度内と内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担すること、自動車等を使用すること及びこれらを併用することを常例とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額150,000円</li> <li>・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 (自動車等) 月額 53,200円 (自転車) 月額 2,200円</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 月額 31,600円</li> </ul>	2,390,464千円	136,762円
単身赴任手当	<p>○公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月額 30,000円～ 100,000円</li> </ul>	同じ		102,176千円	403,857円
特地勤務手当 へき地手当	<p>(特地勤務手当)</p> <p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・級地区分 支給割合 4級地 16/100 3級地 12/100 2級地 8/100 1級地 4/100 特地勤務手当に準ずる手当 4～6/100 (へき地手当)</li> </ul> <p>○交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在するへき地学校(共同調理場を含む。)に勤務する職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・級別区分 支給割合 5級地 25/100 4級地 20/100 3級地 16/100 2級地 12/100 1級地 8/100 準へき地 4/100 へき地手当 に準ずる手当 4/100</li> </ul>	同じ		130,449千円	292,487円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度内 の制限内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・一般の宿日直 4,400円 ・特別の宿日直 研修施設等における当直 6,100円 常直 22,000円	同じ		563,646千円	253,210円
管理職員特別勤務手当	○管理職の職員が、臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給 ・週休日等 1回4,000円～12,000円 ・平日深夜 1回2,000円～ 6,000円	同じ		64,977千円	329,832円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までに勤務した職員に、勤務した時間に対して支給 ・支給割合 25/100	同じ		220,036千円	169,128円
休日勤務手当	○休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に、勤務した時間に対して支給 ・支給割合 135/100	同じ		823,777千円	464,100円
管理職手当 【俸給の特別調整額】	○管理又は監督の地位にある職員の職のうち人事委員会規則で定める職にある職員に支給 ・給料月額 $\frac{25}{100}$ 以内 主な役職 支給額(円) 部長(1種) 130,300 次長(3種) 103,400 参与(4種) 88,500 課長(5種) 74,800 参事(8種) 54,000	異なる	○管理又は監督の地位にある職員の官職のうち人事院規則で指定する官職にある職員に支給 ・俸給月額 $\frac{25}{100}$ 以内 区分 支給額(円) 1種 117,500～139,300 2種 88,500～104,200 3種 72,700～ 82,200 4種 55,500～ 66,400 5種 46,300～ 51,900	1,260,243千円	675,010円
農林漁業普及指導手当	○農林水産業の普及指導員(管理職手当の支給を受ける者を除く。)に支給 ・給料月額 $\frac{4}{100}$	—	—	26,973千円	176,294円
災害派遣手当	○災害対策基本法の規定により、他の地方公共団体等から派遣された職員が、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要する場合に当該職員に支給 ・日額 6,620円以内	—	—	0千円	0円

[教育委員会]

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異	国 の 制 度 内 と 容	支給実績 (6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
義務教育等教員特別手当	○小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・月額 8,000円以内	—	—	705,852千円	64,775円
定時制通信教育手当	○定時制又は通信制の課程を置く高等学校の校長、副校長、教頭及び教育職員に支給 ・定時制 月額19,000円 (管理職手当の支給を受ける者は月額15,000円) ・通信制 月額 9,500円 (管理職手当の支給を受ける者は月額7,500円)	—	—	39,186千円	229,158円
産業教育手当	○農業又は工業に関する課程を置く高等学校において、実習を伴う当該科目を主として担任する者に対して支給 ・月額 19,000円 (管理職手当又は定時制通信教育手当の支給を受ける者は月額11,500円)	—	—	93,419千円	266,911円

## ①知事部局

## 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	488 (0) (69)	13.9%	主事	339	488 (0) (69)	13.9%	主事級
				技師	149			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	405 (7) (5)	11.5%	主事	252	405 (7) (5)	11.5%	主事級 高度
				技師	151			
				学芸員	2			
3級	主任の職務	809 (223) (1)	23.0%	総括主任	15	809 (223) (1)	23.0%	主任級
				主任	792			
				准教授	2			
4級	主幹の職務	259 (0) (0)	7.4%	総括主幹	24	259 (0) (0)	7.4%	主幹級
				主幹	234			
				主任学芸員	1			
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	1,029 (0) (0)	29.2%	総括副参事	293	1,029 (0) (0)	29.2%	副参事級
				副参事	676			
				課長	36			
				副課長	4			
				課長補佐	3			
				室長	3			
				主幹	4			
				副校長	1			
				教頭	1			
				所長	1			
				次長	2			
				主任学芸員	2			
教授	3							
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	400 (0) (1)	11.4%	課長	96	400 (0) (1)	11.4%	課長級
				副課長	20			
				課長代理	2			
				総括参事	143			
				参事	60			
				室長	6			
				室長代理	1			
				地域農林水産事業部長	6			
				地域建設部長	6			
				部長	2			
				次長	17			
				副部長	18			
				校長	4			
				副校長	2			
				所長	15			
副所長	1							
館長	1							
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	86 (0) (0)	2.4%	課長	52	86 (0) (0)	2.4%	困難課長級
				室長	1			
				参与	5			
				所長	4			
				部長	12			
				部付	1			
				場長	1			
				次長	7			
				校長	1			
				管理者	1			
副管理者	1							

8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機 関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	27 (0) (0)	0.8%	次長	12	27 (0) (0)	0.8%	次長級
				所長	3			
				参与	2			
				局長	1			
				センター長	1			
				政策推進監	1			
				地域活性化推進監	1			
				文化スポーツ振興監	1			
				子ども・福祉政策企画監	1			
				感染症対策監	1			
				産業戦略監	1			
				食農政策企画監	1			
				技術総括監	1			
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先 機関の長の職務 理事の職務	20 (0) (0)	0.6%	部長	8	20 (0) (0)	0.6%	部長級
				局長	9			
				危機管理監	1			
				所長	1			
				知事室長	1			
合計		3,523 (230) (76)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

### 研究職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	4 (0) (2)	1.8%	技師	4	4 (0) (2)	1.8%	技師級
2級	研究所の研究員の職務 主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	98 (14) (0)	44.5%	研究員	54	98 (14) (0)	44.5%	研究員級
				技師	42			
				主任	2			
3級	研究所の部長の職務 専門研究員の職務	91 (0) (0)	41.4%	室長	3	91 (0) (0)	41.4%	専門研究員級
				専門研究員	87			
				総括研究員	1			
4級	研究所の長の職務 研究所の次長の職務 特別研究員の職務	21 (0) (0)	9.5%	所長	2	21 (0) (0)	9.5%	特別研究員級
				副所長	5			
				課長	1			
				参事	1			
				次長	1			
				総括研究員	1			
				特別企画専門員	3			
特別研究員	7							
5級	困難な業務を所掌する研究所の長の職務	6 (0) (0)	2.7%	所長	5	6 (0) (0)	2.7%	困難所長級
				次長	1			
合計		220 (14) (2)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	16 (0) (1)	53.3%	技師	16	16 (0) (1)	53.3%	技師級
2級	保健所の課長の職務	1 (0) (0)	3.3%	主任	1	1 (0) (0)	3.3%	課長級
3級	保健所の長の職務	6 (0) (0)	20.0%	副参事	4	6 (0) (0)	20.0%	所長級
				総括主幹	2			
4級	困難な業務を所掌する保健所の長の職務	7 (0) (1)	23.3%	保健医療統括監	1	7 (0) (1)	23.3%	困難所長級
				所長	5			
				参事	1			
合計		30 (0) (2)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	16 (0) (0)	11.9%	技師	16	16 (0) (0)	11.9%	高度技師級
3級	主任の職務	16 (0) (0)	11.9%	主任	16	16 (0) (0)	11.9%	主任級
4級	困難な業務を行う主任の職務	25 (8) (0)	18.5%	主任	25	25 (8) (0)	18.5%	困難主任級
5級	家畜保健衛生所の次長の職務 副参事の職務 主幹の職務	60 (0) (0)	44.4%	課長	1	60 (0) (0)	44.4%	副参事級
				次長	3			
				総括副参事	6			
				副参事	40			
				主幹	10			
6級	家畜保健衛生所の長の職務 保健所の課長の職務	16 (0) (0)	11.9%	所長	4	16 (0) (0)	11.9%	所長級
				課長	9			
				次長	1			
				総括参事	2			
7級	困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	2 (0) (0)	1.5%	所長	2	2 (0) (0)	1.5%	困難所長級
8級	特に困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の特に困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	特別困難所長級
合計		135 (8) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	27 (0) (6)	22.1%	技師	27	27 (0) (6)	22.1%	技術 技師級
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	27 (0) (0)	22.1%	技師	27	27 (0) (0)	22.1%	高度 技師級
4級	主任の職務	31 (4) (0)	25.4%	主任	31	31 (4) (0)	25.4%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	25 (0) (0)	20.5%	総括副参事	6	25 (0) (0)	20.5%	副参事級
				副参事	7			
				総括主幹	4			
				主幹	8			
6級	保健所の課長の職務	12 (0) (0)	9.8%	課長	9	12 (0) (0)	9.8%	課長級
				総括参事	3			
7級	保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長 困難級
合計		122 (4) (6)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

②教育委員会

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	134 (0) (0)	12.0%	主事	57	134 (0) (0)	12.0%	主事級
				技師	1			
				司書	5			
				学芸員	2			
				事務主事	69			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	129 (2) (0)	11.6%	主事	61	129 (2) (0)	11.6%	主事級 高度
				技師	0			
				司書	7			
				学芸員	1			
				事務主事	60			
3級	主任の職務	280 (22) (0)	25.1%	総括主任	2	280 (22) (0)	25.1%	主任級
				主任	132			
				指導主事(主任)	20			
				社会教育主事(主任)	3			
				司書(主任)	8			
				学芸員(主任)	2			
				事務主任	113			
4級	主幹の職務	116 (0) (0)	10.4%	総括主幹	11	116 (0) (0)	10.4%	主幹級
				主幹	51			
				指導主事(主幹)	23			
				社会教育主事(主幹)	8			
				司書(主幹)	4			
				学芸員(主幹)	0			
				事務主幹	19			
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	345 (0) (0)	31.0%	総括副参事	113	345 (0) (0)	31.0%	副参事級
				副参事	67			
				課長	7			
				事務長	22			
				副課長	2			
				指導主事(副参事)	12			
				社会教育主事(副参事)	3			
				学芸員(副参事)	1			
				司書(副参事)	15			
				事務副参事	103			

6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	88 (0) (0)	7.9%	課長	3	88 (0) (0)	7.9%	課長級
				室長	2			
				副課長	8			
				総括参事	7			
				参事	9			
				事務部長	42			
				部長	3			
				次長	6			
				副館長	2			
				統括学芸員	0			
				事務参事	6			
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長 又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の 長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌 する課長の職務 参与の職務	17 (0) (0)	1.5%	課長	8	17 (0) (0)	1.5%	困難課長級
				室長	0			
				所長	4			
				館長	1			
				次長	1			
				企画調整監	1			
				事務局長	2			
8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機 関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	5 (0) (0)	0.4%	教育次長	2	5 (0) (0)	0.4%	次長級
				学校教育推進監	1			
				所長	1			
				館長	1			
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先 機関の長の職務 理事の職務	0 (0) (0)	0.0%	/		0.0%	0.0%	部長級
合計	1,114 (24) (0)							

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

教育職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の講師、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	80 (9) (0)	2.1%	実習助手	44	80 (9) (0)	2.1%	1級
				寄宿舎指導員	36			
2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務	3,267 (283) (0)	86.2%	教諭	3,023	3,267 (283) (0)	86.2%	2級
				養護教諭	98			
				栄養教諭	12			
				実習教諭	50			
				主任実習助手	39			
				主任寄宿舎指導員	25			
指導主事	20							
特2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	222 (20) (0)	5.9%	主幹教諭	86	222 (20) (0)	5.9%	特2級
				指導教諭	133			
				指導主事	3			
3級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	145 (0) (0)	3.8%	副校長	40	145 (0) (0)	3.8%	3級
				教頭	105			
4級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務	74 (4) (0)	2.0%	校長	74	74 (4) (0)	2.0%	4級
合計		3,788 (316) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

教育職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	中学校の助教諭, 養護助教諭又は講師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	1級
2級	中学校の教諭, 養護教諭又は栄養教諭の職務	52 (1) (0)	82.5%	教諭	49	52 (1) (0)	82.5%	2級
				養護教諭	3			
特2級	中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	7 (1) (0)	11.1%	主幹教諭	3	7 (1) (0)	11.1%	特2級
				指導教諭	4			
3級	中学校の副校長又は教頭の職務	4 (1) (0)	6.3%	副校長	3	4 (1) (0)	6.3%	3級
				指導主事	1			
4級	中学校の校長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	4級
合計		63 (3) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	高度技師級
3級	主任の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	主任級
4級	困難な業務を行う主任の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	困難主任級
5級	家畜保健衛生所の次長の職務 副参事の職務 主幹の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	副参事級
6級	家畜保健衛生所の長の職務 保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	所長級
7級	困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	困難所長級
8級	特に困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の特に困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	特別困難所長級
合計		0 (0) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級 技術
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級 高度
4級	主任の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	1 (0) (0)	100.0%	技師	1	1 (0) (0)	100.0%	副参事級
6級	保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級
7級	保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級 困難
合計		1 (0) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

小・中学校給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の助教諭, 養護助教諭又は講師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	1級
2級	小学校又は中学校の教諭, 養護教諭又は栄養教諭の職務	5,465 (224) (0)	82.8%	教諭	4,983	5,465 (224) (0)	82.8%	2級
				養護教諭	376			
				栄養教諭	88			
				指導主事	18			
特2級	小学校又は中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	350 (35) (0)	5.3%	主幹教諭	173	350 (35) (0)	5.3%	特2級
				指導教諭	172			
				指導主事	5			
3級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務	413 (1) (0)	6.3%	副校長	27	413 (1) (0)	6.3%	3級
				教頭	385			
				指導主事	1			
4級	小学校又は中学校の校長の職務	373 (9) (0)	5.7%	校長	373	373 (9) (0)	5.7%	4級
合計		6,601 (269) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については, 上段が再任用, 下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は, 端数処理のため, 100%とならないことがある。

③警察本部

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	62 (0) (4)	14.0%	主事	60	62 (0) (4)	14.0%	主事級
				技師	2			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	33 (0) (0)	7.5%	主任主事	29	33 (0) (0)	7.5%	主事級 高度
				主任技師	4			
3級	主任の職務	105 (0) (0)	23.8%	係長	53	105 (0) (0)	23.8%	主任級
				主任	52			
4級	主幹の職務	103 (0) (0)	23.3%	課長補佐	18	103 (0) (0)	23.3%	主幹級
				署長補佐	4			
				課長	6			
				係長	75			
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	91 (0) (0)	20.6%	課長補佐	43	91 (0) (0)	20.6%	副参事級
				隊長補佐	5			
				室長	1			
				センター長	1			
				専門職	15			
				課長	16			
				署長補佐	10			
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	42 (0) (0)	9.5%	室長	2	42 (0) (0)	9.5%	課長級
				理事官	22			
				調査官	4			
				管理官	6			
				上席鑑定官	1			
				監査官	1			
				指導官	1			
				副署長	5			
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	5 (0) (0)	1.1%	参事官	5	5 (0) (0)	1.1%	困難課長級
8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	1 (0) (0)	0.2%	運転免許センター長	0	1 (0) (0)	0.2%	次長級
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 理事の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	部長級
合計		442 (0) (4)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

公安職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	295 (0) (0)	8.3%	巡査	295	295 (0) (0)	8.3%	係員級
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	469 (0) (0)	13.1%	巡査長 巡査	467 2	469 (0) (0)	13.1%	
3級	主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	701 (0) (0)	19.6%	主任 巡査長	274 427	701 (0) (0)	19.6%	主任級
4級	係長の職務 専門官の職務 警察署の課長の職務 困難な業務を行う主任の職務	1,163 (1) (0)	32.5%	係長 課長 主任	259 1 903	1,163 (1) (0)	32.5%	係長級
5級	警察本部の課長補佐の職務 困難な業務を行う警察署の課長の職務 困難な業務を行う係長の職務 困難な業務を行う専門官の職務	614 (3) (0)	17.2%	課長補佐 課長 係長 専門官	14 44 493 63	614 (3) (0)	17.2%	課長補佐級
6級	次長の職務 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 特に困難な業務を行う警察署の課長の職務	206 (0) (0)	5.8%	次長 課長補佐 課長 副隊長 隊長補佐 方面隊長 指導官 通信指令官 情報官 検視官 対策官 室長 副署長 幹部交番所長 その他(課付)	11 82 80 4 2 1 5 3 1 1 4 1 9 1 1	206 (0) (0)	5.8%	次長級

7級	警察本部の課長の職務 警察署の長の職務 理事官又は監察官の職務 困難な業務を行う次長の職務	79 (0) (0)	2.2%	課長	5	79 (0) (0)	2.2%	課長級
				署長	1			
				理事官	23			
				監察官	1			
				隊長	5			
				調査官	1			
				調査官心得	2			
				管理官	6			
				指導官	8			
				対策官	1			
				広報官	1			
				室長	3			
				副校長	1			
				副署長	13			
地域安全官	4							
交通官	4							
8級	参事官の職務 困難な業務を所掌する警察本部の課長の職務 困難な業務を所掌する警察署の長の職務	28 (0) (0)	0.8%	参事官	15	28 (0) (0)	0.8%	参事官級
				署長	12			
				その他(部付)	1			
9級	警察本部の部長の職務 困難な業務を所掌する参事官の職務 特に困難な業務を所掌する警察署の長の職務	18 (0) (0)	0.5%	部長	1	18 (0) (0)	0.5%	部長級
				参事官	7			
				署長	7			
				統括官	2			
				校長	1			
合計		3,573 (4) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

研究職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	研究所の研究員の職務 主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	11 (0) (0)	47.8%	研究員	7	11 (0) (0)	47.8%	研究員級
				主任技師	4			
3級	研究所の部長の職務 専門研究員の職務	6 (0) (0)	26.1%	専門研究員	6	6 (0) (0)	26.1%	専門研究員級
4級	研究所の長の職務 研究所の次長の職務 特別研究員の職務	5 (0) (0)	21.7%	理事官	5	5 (0) (0)	21.7%	特別研究員級
5級	困難な業務を所掌する研究所の長の職務	1 (0) (0)	4.3%	参事官	1	1 (0) (0)	4.3%	困難所長級
合計		23 (0) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	1 (0) (1)	20.0%	技師	1	1 (0) (1)	20.0%	技師級 技術
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	1 (0) (0)	20.0%	主任技師	1	1 (0) (0)	20.0%	技師級 高度
4級	主任の職務	3 (0) (0)	60.0%	係長 主任	1 2	3 (0) (0)	60.0%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	副参事級
6級	保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級
7級	保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級 困難
合計		5 (0) (1)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 電気事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収益 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比 率 %
6年度	2,471,080	1,184,073	388,203	15.71	15.73

区分	職員数 A 人	給与費 B 千円				(参考)一人当 り給与費 B/A 千円	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
6年度	54	226,577	57,557	102,093	386,227	7,152	6,972

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### イ 特記事項

- 1 (5)と同様に給与制度の総合的見直しを実施。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給 (6年度決算) 円	平均月収額 (6年度決算) 円
岡山県企業局 (電気事業)	43.6 歳	371,798 円	600,373 円
団体平均	46.1 歳	367,767 円	579,434 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末・勤勉手当（令和7年4月1日現在）

岡山県企業局（電気事業）				岡山県（一般行政職）			
1人あたり平均支給額（6年度） 1,943 千円				1人あたり平均支給額（6年度） 1,756 千円			
(6年度支給割合)				(6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50	月分	2.10	月分	2.50	月分	2.10	月分
(1.40)	月分	(1.00)	月分	(1.40)	月分	(1.00)	月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、等級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%				(加算措置の状況) 職制上の段階、等級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%			

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

岡山県企業局（電気事業）			岡山県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分

勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置 (割増率 3～45%)			定年前早期退職特例措置 (割増率 3～45%)		
(1 人当たり平均支給額)			(1 人当たり平均支給額)		
(対象者なし) (対象者なし)			2,143 千円 22,635 千円		

- (注) 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (6 年度決算)		7,278 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (6 年度決算)		134,772 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)
岡山市	3.0 %	54 人	3.0 %

エ 特殊勤務手当 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (6 年度決算)	6,180 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (6 年度決算)	193,112 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (6 年度)	59.3 %
手当の種類 (手当数)	5

- (注) 手当の名称、主な支給対象職員 (業務) 及び手当額については、別紙 4 のとおりである。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (6 年度決算)	13,342 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (6 年度決算)	310 千円
支給実績 (5 年度決算)	13,833 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (5 年度決算)	337 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

別紙 5 のとおり

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比 率
	千円	千円	千円	%	%
6年度	3,116,877	545,834	393,872	12.6	13.1

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	57	232,976	48,520	99,174	380,670	6,678	6,610

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

- 1 (5)と同様に給与制度の総合的見直しを実施。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給 (6年度決算)	平均月収額 (6年度決算)
岡山県企業局 (工業用水道事業)	43.3 歳	362,413 円	579,874 円
団体平均	45.1 歳	352,214 円	549,834 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当（令和7年4月1日現在）

岡山県企業局（工業用水道事業）				岡山県（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（6年度）				1人当たり平均支給額（6年度）			
1,845 千円				1,756 千円			
(6年度支給割合)				(6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50	月分	2.10	月分	2.50	月分	2.10	月分
(1.40)	月分	(1.00)	月分	(1.40)	月分	(1.00)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、等級等による加算措置				職制上の段階、等級等による加算措置			
・役職加算 5～20%				・役職加算 5～20%			
・管理職加算 15～25%				・管理職加算 15～25%			

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

岡山県企業局（工業用水道事業）				岡山県（一般行政職）			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
調整率		83.7/100		調整率		83.7/100	
（その他の加算措置）				（その他の加算措置）			
定年前早期退職特例措置（割増率 3～45%）				定年前早期退職特例措置（割増率 3～45%）			
（1人当たり平均支給額）				（1人当たり平均支給額）			
（対象者なし） 23,305千円				2,143 千円 22,635 千円			

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。  
 3 令和6年度は岡山県企業局の定年退職者が少ないため、過去3年間の平均としている。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）				2,276 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）				133,872 円	
支 給 対 象 地 域	支 給 割 合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）		
岡 山 市	3.0 %	17 人	3.0 %		
倉 敷 市	2.0 %	42 人	2.0 %		

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	6,815 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	179,331 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）	66.7 %
手当の種類（手当数）	5

- （注） 手当の名称、主な支給対象職員（業務）及び手当額については、別紙4のとおりである。

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	13,703 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	269 千円
支給実績（5年度決算）	14,776 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	284 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

別紙5のとおり

(3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

別紙6のとおり

〔企業局〕

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	電気事業 支給実績 (6年度決算)	工業用水道事業 支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
危険等現場作業 従事職員の特殊 勤務手当	管理職手当の支給 を受ける職員を除 く職員	一 発電及び工業用水道施設に設置された機 械及び設備並びに配電盤、CRT等の監視 制御装置について特殊な運転操作を伴う作 業 二 発電及び工業用水道施設の内部点検補修 作業 三 洪水等により行うダムの放流作業 四 工業用水道事務所において、塩害の発生 が予想される場合に行う防潮パネル設置作 業 五 工業用水道事務所に勤務する職員が行う 汚泥処理作業 六 発電所及び工業用水道事務所に勤務する 職員が行うスクリーン清掃作業 七 船上で行う流木除去等の作業 八 工業用水道事務所に勤務する職員が行う 危険性が高い薬品等の取扱作業 九 発電総合管理事務所の電気設備の保守管 理作業	4,383千円	4,994千円	日 額 685円
用地取得等折衝 業務従事職員の 特殊勤務手当		土地、権利、土地に定着する物件又は土地に 属する土石、砂れきの取得若しくは使用又は 工事に伴う損失補償のための折衝の業務（受 託業務の場合を含む）	3千円	0千円	日 額 650円
		〃（当該業務が深夜（午後10時から翌日の午 前5時までの間をいう）に行われた場合）	0千円	0千円	日 額 975円
特殊現場作業従 事職員の特殊勤 務手当		地上又は水面上10メートル以上の足場の不安 定な箇所で行う工事の監督、調査、検査等の 作業	0千円	0千円	日 額 220円
		〃（当該作業が地上又は水面上20メートル以 上の箇所で行われた場合）	0千円	0千円	日 額 320円
		橋脚の基礎工事その他港湾、河川等における これに類する工事において、水面下4メー トル以上の深所で行う監督、調査、検査等の作 業	0千円	0千円	日 額 220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督、調査、検 査等の作業	0千円	0千円	日 額 560円
		交通が遮断されていない道路において行う埋 設管路の維持補修作業	0千円	0千円	日 額 300円
夜間配電盤等監 視業務従事職員 の特殊勤務手当		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が 深夜（午後10時から翌日の午前5時までの 間）において行われる配電盤等監視業務（深 夜における勤務時間が4時間以上の場合）	1,029千円	1,029千円	日 額 1,410円
		〃（深夜における勤務時間が2時間以上4時 間未満の場合）	686千円	686千円	日 額 940円
		〃（深夜における勤務時間が2時間未満の場 合）	0千円	0千円	日 額 590円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	電気事業 支給実績 (6年度決算)	工業用水道事業 支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業等 従事職員の特殊 勤務手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路及びその周辺又は河川の堤防（以下、「被災施設等」という）において行う事業用施設の巡回監視の作業	0千円	0千円	日額 710円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	0千円	0千円	日額 1,065円
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	21千円	40千円	日額 1,080円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	58千円	65千円	日額 1,620円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内での作業（原子炉建屋内）	0千円	0千円	日額 40,000円
		〃（故障設備等現場確認）	0千円	0千円	日額 20,000円
		〃（免震重要棟外）	0千円	0千円	日額 13,300円
		〃（免震重要棟内）	0千円	0千円	日額 3,300円
		帰還困難区域での作業（屋外で4時間以上）	0千円	0千円	日額 6,600円
		〃（屋外で4時間未満）	0千円	0千円	日額 3,960円
		〃（屋内）	0千円	0千円	日額 1,330円
		居住制限区域での作業（屋外で4時間以上）	0千円	0千円	日額 3,300円
		〃（屋外で4時間未満）	0千円	0千円	日額 1,980円
		〃（屋内）	0千円	0千円	日額 660円

- (注) 1 手当の名称、主な支給対象職員等については、令和7年4月1日現在のものである。  
2 支給実績については、支給単価に対象業務に従事した実績及び支給人数を乗じた額である。

〔企業局〕

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同あ	一般行政職の制度と異なる内容	電気事業 支給実績 (6年度決算)	電気事業 支給職員 1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)	工業用水道事業 支給実績 (6年度決算)	工業用水道事業 支給職員 1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 行政職7級以下 月額 3,000円 ・子 月額 11,500円 父母等 行政職7級以下 月額 6,500円 行政職8級 月額 3,500円 ・満15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある子 月額 5,000円加算	同じ		7,075千円	228,225円	6,411千円	228,950円
住居手当	○自ら居住するための住宅を借り受け、一定額(12,000円)を超える家賃を支払っている職員等に支給 ・家賃額に応じ支給 最高限度額 月額 27,000円	同じ		3,876千円	276,869円	4,382千円	292,160円
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担すること、自動車等を使用すること及びこれらを併用することを常例とする職員に支給 ・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額150,000円 ・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 (自動車等) 月額 53,200円 (自転車) 月額 2,200円	同じ		8,008千円	157,020円	7,879千円	148,656円
単身赴任手当	○公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額 30,000円～ 100,000円	同じ		0千円	0円	0千円	0円

宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・一般の宿日直 4,400円	同じ		0千円	0円	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	○管理職の職員が、臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給 ・週休日等 1回4,000円～12,000円 ・平日深夜 1回2,000円～6,000円	同じ		13千円	6,500円	66千円	13,200円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までに勤務した職員に、勤務した時間に対して支給 ・支給割合 25/100	同じ		2,844千円	203,163円	2,583千円	215,273円
休日勤務手当	○休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に、勤務した時間に対して支給 ・支給割合 135/100	同じ		4,953千円	225,117円	4,564千円	253,580円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員の職のうち公営企業管理者が指定する職にある職員に支給 ・主な役職 支給額(円) 局長 103,400 本局次長 88,500 本局課長 88,500 74,800 室長 74,800 所長 79,700	同じ		8,942千円	812,945円	4,610千円	768,400円

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	16 (0) (0)	14.3%	主事	7	16 (0) (0)	14.3%	主事級
				技師	9			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	8 (0) (0)	7.1%	主事	1	8 (0) (0)	7.1%	高度主事級
				技師	7			
3級	主任の職務	24 (2) (0)	21.4%	総括主任	1	24 (2) (0)	21.4%	主任級
				主任	23			
4級	主幹の職務	13 (0) (0)	11.6%	総括主幹	1	13 (0) (0)	11.6%	主幹級
				主幹	12			
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	34 (0) (0)	30.4%	総括副参事	10	34 (0) (0)	30.4%	副参事級
				副参事	24			
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	12 (0) (0)	10.7%	課長	5	12 (0) (0)	10.7%	課長級
				室長	1			
				総括参事	4			
				次長	2			
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	4 (0) (0)	3.6%	次長	1	4 (0) (0)	3.6%	困難課長級
				課長	1			
				所長	2			
8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	1 (0) (0)	0.9%	局長	1	1 (0) (0)	0.9%	次長級
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 理事の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	部長級
合計		112 (2) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。